

事務連絡
平成23年4月13日

各都道府県総務部
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

「人事院規則15-16(東日本大震災に対処するための人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の特例)」の制定について(送付)

「人事院規則15-16(東日本大震災に対処するための人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の特例)」が、本日制定されましたので、参考までに送付します。

貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

連絡先

公務員課公務員第四係 須田、芦田

電話 03-5253-5544(直通)